

## 1. 検討の方向性に関するご指摘事項

- 日本でオリンピック・パラリンピックが開催される2020年を1つの目標として、ネット同時配信の環境を整えることが役割。(村井主査)
- 各国のネット同時配信の状況について比較する場合には、国ごとの通信環境の違いも踏まえるべき。(村井主査)
- ネット同時配信の実施にあたっては、放送局の既存ビジネスモデルの転換・拡大修正につながる可能性があり、その際に著作権の在り方、ネットシフトする視聴者動向、急速に進むICT技術の取り込みなど、様々な事項を考慮した新戦略が求められる。(新美主査代理、内山構成員、河島構成員)
- 高齢化社会が進行する中、高齢者でも視聴しやすいユーザーインターフェイスの在り方を検討すべき。(近藤(則)構成員)
- 地方の民間産業がビジネスチャンスを逃さないように、放送事業者と通信事業者が連携し、アクセスが殺到した場合の方策などを工夫することが必要。(近藤(則)構成員)

## 2. モバイル同時配信に関する事項

### (1) 事業継続性

#### 【ネット同時配信の配信コスト】

- 様々なコンテンツをいつでもどこでも好きなデバイスで視聴したいという視聴者ニーズは増加すると思われるが、配信するコンテンツの増加、再生数の増加、コンテンツの高画質化は、放送局の配信コストが上昇する要因となる。ネット同時配信サービスが普及することによるスケールメリット(配信コストダウン)を期待。(テレビ東京)

#### 【ネット同時配信に係るシステム投資負担】

- ネット同時配信の実施には、既存の放送システムの改修や新たなシステムの構築が必要となり、多額の投資負担がかかるため、ローカル局の投資体力を考慮すると、1社で対応することは困難。(東京MX)

※必要となるシステム開発例：

既存の放送システムが保有している情報(EPGや運行データなど)をネット同時配信システムに連携するシステム

- ネット同時配信に係るシステム投資負担を軽減するために、以下の取組に期待。(東京MX)
  - ・複数の放送局によるネット同時配信プラットフォームの共同構築
  - ・ネット同時配信プラットフォームと放送システムを連携させるシステムインタフェースの標準化
  - ・ユーザ特性(地域、趣味嗜好)に合わせたCM差し替え等に対応したレポート(CM確認書)の標準化

## これまでの委員会における主なご意見②

### 【ビジネスとしての可能性等】

- ネット同時配信事業の収益化のために、課金モデル・広告モデルのどちらを採用するかは今後検討していく課題。(テレビ東京)
- 有料サービスの中で、特定の放送番組の同時配信を行った際、放送エリア外の多くの視聴者が有料会員になった事例があり、放送エリア外の番組を視聴したいという一定の視聴者ニーズはある。(テレビ東京)

### 【ローカル局の経営に与える影響】

- キー局が全国に同時配信した場合のローカル局への経営に影響を与える可能性はある。(現状は視聴数が少ないため判断できない)(テレビ東京)

### (2)サービス品質

#### 【高画質化に伴う放送局・視聴者の負担】

- 高画質化(データ量増加)は、配信システム側(放送局)の配信コストが増加し、受信側(視聴者)の PACKET 料が増加するなど、配信側・受信側の双方に負担がかかる点に留意が必要。(テレビ東京)

#### 【災害情報配信方法の在り方】

- インターネット環境や視聴しているデバイスの処理能力などに起因して、ネット同時配信は放送と比べて約数10秒～1分の遅延が発生するが、放送局の配信システムの改修だけで遅延を解消することは困難。(テレビ東京)
- ライフラインとしての放送の役割に鑑みれば、遅延が発生するネット同時配信でも防災・減災情報や緊急性のある情報を正確に迅速に配信する必要があり、キャリアの持つ緊急告知のプッシュ機能と積極的に連携するなどの具体策が必要。(東京MX)

# これまでの委員会における主なご意見③

## 3. 4K映像による同時配信に関する事項

### (1) 事業継続性

#### 【ネット同時配信の配信コスト】

- 大容量の4K映像配信においては配信量・配信コストが膨大になるため、サービス提供するにあたって配信インフラの確保や配信コストを削減する対策を検討することが必要。(東京MX、フジテレビ)
- 配信コストを削減する対策の一つとして、配信量にかかわらずコストが一定となるマルチキャスト配信の検討が考えられるが、現状のハイブリッドキャスト受信機がマルチキャスト配信に対応していないため、早期対応に期待。(東京MX)

#### 【ネット同時配信に係るシステム投資負担】 ※再掲

- ネット同時配信の実施には、既存の放送システムの改修や新たなシステムの構築が必要となり、多額の投資負担がかかるため、ローカル局の投資体力を考慮すると、1社で対応することは困難。(東京MX)

※必要となるシステム開発例：

既存の放送システムが保有している情報（EPGや運行データなど）をネット同時配信システムに連携するシステム

- ネット同時配信に係るシステム投資負担を軽減するために、以下の取組に期待。(東京MX)
  - ・複数の放送局によるネット同時配信プラットフォームの共同構築
  - ・ネット同時配信プラットフォームと放送システムを連携させるシステムインターフェースの標準化
  - ・ユーザ特性(地域、趣味嗜好)に合わせたCM差し替え等に対応したレポート(CM確認書)の標準化

#### 【ビジネスとしての可能性等】

- 4K同時配信の収益化のために、視聴者特性(地域、趣味嗜好)に合わせたターゲティング広告の配信を検討しているが、ターゲティング広告を本編動画に挿入する仕組み(マルチピリオドMPEG DASH方式)に対応した受信機が少ないため、早期普及に期待。(フジテレビ)
- 4K同時配信で放送と異なった映像を配信した場合、現在は視聴率を測定できないため、今後測定方法の検討することが必要。(フジテレビ)

# これまでの委員会における主なご意見④

## (2)サービス品質

### 【災害情報配信方法の在り方】

- ネット経由の4K同時配信の視聴者は地上波放送と同一の番組を視聴していると認識していることや、ライフラインとしての放送の役割に鑑みれば、4K同時配信においても防災・減災情報や緊急性のある情報を正確に迅速に配信することが必要。(フジテレビ)
- 現状の同時配信のシステムは緊急ニュースを差し込む機能がないため、緊急性のある情報を視聴者に届けるには、同時配信画面から放送に引き戻す仕組みが必要。(フジテレビ)
- 放送に引き戻す仕組みは複数考えられるが、速報性や視聴者数が大規模になった場合を考慮すると、放送波に組み込まれたメッセージを利用して引き戻す仕組みが最も確実性が高いと思われる。また、この仕組みに対応する受信機が少ないため、今後の早期普及に期待。(フジテレビ)

## 4. 同時配信に係る権利処理に関する事項

### 【ネット同時配信に係る適切かつ円滑な権利処理】

- ネット同時配信を推進するに当たって、映像、音楽、出演者や脚本家などの権利者に対して、適切かつ円滑な権利処理を行うことが課題。(テレビ東京)
- 権利者側との交渉を通じて、事前に一定の条件等について了解を得ていたため、同時配信を比較的スムーズに実施できた。(テレビ東京)
- 放送までに権利処理が間に合わない場合、以下のような対応を実施している。
  - ・権利処理が間に合わなかったコンテンツ  
ネット同時配信の権利処理が出来ていない映像に関しては、映像の差替えなどの処理(フタ・マスク処理)を行っている。(テレビ東京)(東京MX)
  - ・ニュース番組に使用している音楽  
オープニングのテーマ曲については権利処理を行い使用しているが、それ以外の音楽は、特にニュース番組ということもあり、使用する音楽が直前にならないと決まらないことから、ネット配信では音楽を基本的に使用していない。(テレビ東京)

## これまでの委員会における主なご意見⑤

- 著作権に関する検討は、権利団体の方々と具体的な条件等について協議を重ね、個別の事例や経験値などを積み上げていった上で、大枠の方向性ができてくることを期待。(テレビ東京)
- ネット同時配信の実施に当たり、放送の許諾に加えて、新たにネット配信用の許諾を同時に取る作業を行わなくてはならない。社員数の少ないローカル局にとってネット配信用の許諾を取るための時間、労力を減らすことができるかが肝心。今の放送の権利処理のみしていればネット同時配信できることを希望。(東京MX)
- 通信事業者等の放送事業者以外の者による映像の配信においては、現行の法律内で必要な契約書等の書類を作り、権利処理をしている。「著作権上の課題」と主張されている内容は、自社が今までのようなビジネスモデルの延長線上でやるには、現状では手間や面倒がかかるから、自社に楽をさせてほしいとか、経費を抑えるために許諾権を切り下げて自社に有利にしてほしいという、勝手な理屈だと思われる。権利許諾にあたって「何に、どのくらい」滞ったのか具体的な過程を提示せず、あいまいな表現で遠回しに権利制限を提案することは、「著作権そのものが悪の元凶」という誤解を生じかねない。(音事協)
- 許諾が間に合わないのは、出演契約書、あるいは一般の企業であれば当たり前の義務であり商慣習である「納品書」すらもとっておらず、製作の事前段階で、誰が出演者なのかを把握していないことが問題なのではないのか。(音事協)
- 局製作ではない放送コンテンツについて、例えば、アニメーションという映画の著作物は、多くの場合、アニメーション製作会社または製作委員会が著作権者として権利を保有しており、放送される場合(ケーブルテレビ等による放送の同時再送信を含む)又はネット配信される場合には、いずれも当該著作権者から公衆送信権の許諾を得ることが必要となっている。このような局製作ではない放送コンテンツについても、今後、「放送コンテンツ製作・流通の促進等に関する検討委員会」における議論が深まる過程において、上記事項の観点も含めて検討を進めていただきたい。(動画協会)